



救急サポートステーション 認定制度ができました



心停止の予防 早期認識と通報 一次救命処置 二次救命処置

一定の要件を満たした事業所からの申請に対し、消防長がその認定の可否を判断し、認定に至った場合には、救急サポートステーション認定証および救急サポートステーション表示証を事業所などに交付します。

消防署救急係 ☎(25)2821

救急サポートステーション 認定表示証



救急サポートステーションとは

鳥羽市において、適切な応急手当を行うことができる体制を有する事業所、その他の団体を救急サポートステーションとして認定し、協力を得ることで、重篤な傷病者が発生した際の救命率の向上を図るとともに、その社会貢献を高く評価し、地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする制度です。

認定要件

① 普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）または上級救命講習修了者が2人以上確保されている

- ② 営業時間または公開時間中に誰もが使用できる場所にAEDが設置されている
- ③ AEDを常に使用可能な状態に整備されている
- ④ その他消防関係法令に適合している



応急手当（救命講習）

市では、止まってしまった心臓や呼吸の動きを助けるための方法である心肺蘇生や、けがの応急手当を習得していただくための救命講習を行っています。

毎月18日に普通救命講習Ⅰ（3月は上級救命講習）を消防署で行っています。ぜひ受講していただき、いざという時に大切な人を助けるための手技を学んでください。各種講習を受講する場合は一度消防署へ問い合わせてください。

種別

- 普通救命講習Ⅰ
- 普通救命講習Ⅱ
- 普通救命講習Ⅲ
- 上級救命講習

※後日修了証を交付します

対象 市民または市内にお勤めのかた

開始時間

- （普通救命講習Ⅰ・Ⅲ）
午後1時30分～4時30分
 - （普通救命講習Ⅱ）
午後1時15分～5時15分
 - （上級救命講習Ⅳ）
午前9時～午後5時
- ところ 消防署（鳥羽市船津町281番地）